件名：学校の臨時休業中の子どもの緊急的な受入れ期間の延長について

保護者の皆様へ

旭川市では，小中学校の臨時休業期間の延長に伴い，仕事を休むことができない，他の預け先がないなど，家庭等での保育が難しい場合の対応として，小学生の緊急的な受入を延長して実施する旨，子育て支援部からお知らせがありました。

【実施期間】　令和２年５月７日（木），８日（金）

【受入時間】　8:00～18:30（※受付時間　8:00～9:00）

【実施概要】　8:00～12:00　学校施設での受入れ

12:00～18:30　放課後児童クラブでの受入れ

※仕事を休むことができず，その他の預け先がないなど，家庭等での保育が難しい場合のみの対応となります。

※発熱や咳等の風邪症状がある場合は受入れできません。

※学校施設での受入れは，事前申込みは不要ですが，保護者同伴での受付が毎回必要です。

※放課後児童クラブを利用していない児童が，午後からも利用する場合は，利用前日までに，こども育成課への申込みが必要です。

詳しいことは，次のお知らせを御確認ください。

【保護者向けお知らせ】

・旭川市放課後児童クラブ入会児童の保護者の皆様へ

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/d068614_d/fil/r2-5nyuukai.pdf

・旭川市放課後児童クラブを利用していない児童の保護者の皆様へ

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/d068614_d/fil/r2-5miriyou.pdf

・放課後児童クラブが設置されていない学校の保護者の皆様へ

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/d068614_d/fil/r2-5misetti.pdf

【問合せ先】　こども育成課こども事業係

ＴＥＬ：25-9127　　ＦＡＸ：26-5722